

(別添)

定款(抄)

(目的)

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

(事業)

第7条 この組合は、次の事業を行なう。

- (1) 組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行なう組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業
- (2) 農業の経営
- (3) 前号に掲げる農業に関連する事業であつて、次に掲げるもの
 - ① 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - ② 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ③ 農業生産に必要な資材の製造
 - ④ 農作業の受託
- (4) 前3号の事業に附帯する事業

(組合員の資格)

第9条 この組合の組合員たる資格を有するものは、次に掲げる者とする。

- (1) この組合の地区内に住所を有する農民
 - (2) 農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
 - (3) この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行なった農地保有合理化法人
 - (4) この組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人
 - (5) この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品開発又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者
- 2 この組合の前項第1号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者又はその死亡した者の相続人であつて農民でないものは、この組合との関係においては、農民とみなす。

(出資口数)

第 17 条 組合員は、出資 1 口以上を持たなければならない。但し、出資総口数の 100 分の 50 を超えることができない。

(配当)

第 42 条 この組合が組合員に対して行なう配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行なうものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に従って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の利用分量に応じてこれを行なう。

3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行なう。

4 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行なう。

5 前 3 項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決する総会の日において組合員である者について計算するものとする。

6 配当金の計算上生じた 1 円未満の端数は、切り捨てるものとする。